

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月5日

名古屋税関長 柴田 敬司

記

- 被許可者の住所及び名称
愛知県丹羽郡大口町御供所一丁目65番地
福玉精穀倉庫株式会社
- 保税蔵置場の名称及び所在地
福玉精穀倉庫株式会社西四区保税蔵置場
愛知県海部郡飛島村東浜一丁目8番4
愛知県海部郡飛島村東浜一丁目8番地1
- 更新した期間
自 令和6年5月1日
至 令和12年4月30日